

30生産第1210号
平成30年10月15日

日本茶輸出促進協議会会長 殿

生産局地域対策官

輸出向け日本茶産品に係る残留農薬基準の遵守について

日本茶産品の主要輸出先である台湾においては、日本と同様、関係法令に基づき、茶産品の輸入食品残留農薬の検査が行われており、残留農薬基準に違反した場合には、当該食品の廃棄・積み戻しのみならず、食品検疫のロット検査抽出率の引き上げ強化や全ロットでの食品検査の義務付け（検査費用の自己負担）等の措置が講じられます。

こうした中で、日本と台湾では残留農薬の基準が異なることから、最近、日本から輸出された茶産品が台湾で不合格になる事例が頻発しています。このため、台湾側からは再発予防措置を行うよう指摘があり、これまでも、今後も不合格事例が継続して発生する場合には、水際での検査強化あるいは輸入審査受理の一時停止がありうる旨の言及があったところです。このような事態が生じると、日本茶産品の輸出拡大を進める上で、大きな障害となる可能性があります。（参考1、参考2）。

台湾をはじめとする輸出先への茶産品の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、貴職から会員等に対し、下記の内容について周知徹底を図って頂きますよう、御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 海外へ茶産品を輸出しようとする事業者は、当該製品の原料となった茶の農薬の使用状況について確認するとともに、必要に応じて残留農薬分析を実施し、輸出先国の残留農薬基準等に適合した製品であることを確認すること（参考3）。
- 2 1により当該品目が輸出先国の残留農薬基準に適合しないおそれがある場合には、輸出は行わないこと。
- 3 金を含む茶産品（金箔等を混入してあるもの）は、台湾への輸出は行わないこと。

【参考1】台湾からの指摘事項（概要）

- (1) 2017年12月1日から2018年5月31日までの間において、
- ・緑茶（発酵していないもの）（正味重量が3 kg以下）：3ロット
 - ・茶またはマテ茶のエキス、エッセンス、濃縮物及び茶、マテ茶のエキス、エッセンス、濃縮物並びに茶、マテ茶をもととした調製品：3ロット
- の計6ロットで残留農薬違反があった。
- (2) 今回の茶製品の違反農薬については以下のとおり
フルベンジアミド、ボスカリド、シラフルオフエン、クロマフェノジド
- (3) 以上、改善予防措置を実施されたい。

【参考2】①台湾の残留農薬基準に関する情報

（台湾衛生福利部食品薬物管理署ホームページ）

<https://consumer.fda.gov.tw/Law/PesticideList.aspx?nodeID=520#>

②残留農薬基準違反事例に関する情報

（台湾衛生福利部食品薬物管理署ホームページ）

<https://consumer.fda.gov.tw/Food/UnsafeFood.aspx?nodeID=170>

【参考3】農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口について

（農林水産省輸出相談窓口）

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/index.html